

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市小児慢性特定疾病児童等自立支援センター業務
発 注 課	保) 保健管理課
選 定 事 業 者	国立大学法人北海道大学 北海道大学病院
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は小児慢性特定疾病児童等の自立支援を目的とした総合相談事業である。札幌市では、令和3年度に札幌市難病対策地域協議会に小児科等の専門医や教育委員会、患者当事者等で構成する小児慢性特定疾病部会（以下、「小慢部会」という。）を設置し、小慢部会において、事業の検討を進め、下記の要件を満たす医療機関に委託する方針で一致し、本市としても本業務を最も適切かつ効果的に遂行できるのは北大病院であると認め、業務内容について協議を進め、令和6年度に委託により事業を開始した経緯がある。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小児慢性特定疾病児童等が多く通院していること ② 多職種のサポートが受けられること ③ 札幌全域から通いやすい場所に相談拠点が確保できること ④ 移行期医療の実績があり、自律（自立）支援に取り組んでいること ⑤ 他の医療機関と幅広いネットワークがあること <p>令和6年8月に当該病院に委託契約後、同年10月から小児慢性特定疾病児童等自立支援センター（愛称：「北大子どもサポートセンター アルモニ」）を設立し、相談支援事業を実施し、相談員である自立支援員が対応に当たっている。医療、就労、教育等の様々な知識・経験を積み重ね、現在に至るまで業務を着実に履行している。</p> <p>また、令和7年5月からは、疾病を持つ子どもや家族同士が交流できるイベントを開催し、共感や情報交換を通じて孤立感を軽減し、新たなつながりを築く機会を作る相互交流支援事業、令和7年12月には長期入院等に伴う学習の遅れや学校生活全般に関する相談に対し、ボランティアによるサポートや、学校関係者との連携支援等を行う学習支援事業をそれぞれ委託し、これらの事業についても着実な履行を重ねている。</p> <p>以上により、本業務内容である相談支援事業、相互交流支援事業及び学習支援事業の3つを高い品質を確保しつつ着実に履行できるのは北海道大学病院のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同院に特定とする。</p>	
根拠法令	<p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>
決 定 日	令和8年3月11日